

歳出入一体改革に関する中間とりまとめの概要

2006年4月18日
(社)日本経済団体連合会

～スリムで強靱な政府の構築を求める～

- ▶わが国の財政状況は先進国中例を見ないほど悪化(約780兆円、対GDP比150%強)。
- ▶望ましい経済社会の姿や、それを実現するための政府の姿や役割を踏まえ、歳出入一体改革を果敢に進めることが喫緊の課題。
- ▶本提言では、改革に向けた課題と基本的考え方を提示。

1. わが国をとりまく内外の環境

グローバルな競争

- ・企業によるグローバルな競争
- ・企業、人材獲得を目指した国家間競争
- 競争力の強化が必要

人口減少社会

- ・生産年齢人口の急激な減少
- 技術革新、女性や高齢者、外国人の能力発揮、情報通信技術(ICT)の活用が不可欠

2. 目指すべき経済社会の姿



3. 今後の政府の姿と役割

スリムで強靱な政府

活力ある市場
通商交渉・経済連携
規制改革・民間開放
税制等のインフラ整備

安心の確保
持続可能な
社会保障制度等

潜在成長力の向上

科学技術の振興
資本蓄積の促進
(法人課税見直し等)
優秀な人材の育成・確保
(女性、高齢者、外国人等)

4. 歳出入一体改革の速やかな実現

可能な限り早期の
プライマリー・バランス回復
↓
政府債務残高の縮小
潜在的国民負担率の抑制

歳出の徹底した見直し
歳入の安定確保

行政、財政、社会保障、
税制の一体的な改革
(次頁以降参照)

「内外から信頼され、活力ある経済社会」の実現

【歳出入一体改革に向けた具体的課題】

行政の簡素化、効率化

- 国の徹底的なスリム化、国本来の役割に集中
- 行政改革推進法案の早期成立
- 民間の知見を活用した推進体制整備、PDCAサイクルの実施
- 不断に行政改革を推進するための「基本法」の制定
- 地方自治体による行政サービスの効率化、地域経済の活性化
- 広域行政課題への対応(道州制の検討)

(1)規制改革・民間開放の推進

- ①積み残された課題について制度のあり方を含めた検討
- ②公共サービス改革法案(いわゆる市場化テスト法案)の早期成立、幅広い活用
- ③公益法人、NPOなどを支える環境整備

(2)公務員制度改革

- ①総合的な人事評価制度の構築と
それに見合った給与制度の構築
- ②縦割り行政を排した省庁横断的な人員配置
－内閣による幹部職員の一元管理(採用、人事、再就職)
－人事関連部局の統廃合
- ③教員、警察官、消防士等の配置基準の弾力化
- ④官民のイコール・フッティング
－共済年金の職域加算(事業主負担部分)見直し
(退職金制度とあわせて民間企業並みとする)
－処遇面の優遇見直し(対地域民間水準)

(3)独立行政法人の不断の見直し

- ①組織の在り方、事務・事業の廃止・縮減、
市場化テストの実施
- ②特定独立行政法人の職員の非公務員化

(4)政策評価・情報開示による検証

- ①総務省、財務省、会計検査院の連携
- ②予算・決算項目の政策ごとの組替え
- ③財務諸表の政策評価への反映手法の開発
- ④決算の更なる早期化
- ⑤PDCAサイクルによる効率化
- ⑥公会計の国際的整合性の確保

(5)情報通信技術(ICT)の有効活用による行政の効率化

- ①全ての業務の原則電子化、不要となる業務の廃止、
業務の共同化・標準化、民間委託の推進
- ②ワンクリックによる総合窓口サイト(ポータルサイト)の構築

財政の持続性確保のための歳出効率化と重点配分

- プライマリーバランスの早期回復
- 政府債務残高の縮小
- 歳出の徹底した見直し
- 民間活力発揮のための重点配分

(1) 地方財政のマクロ管理と規律強化

- ① 地方の歳出総額の削減目標の設定
- ② 情報開示の充実(標準的な行政コストの算定、自治体ごとのコスト比較、決算の早期化)
- ③ 地方交付税制度の見直し(地方財政計画の縮減等)
 - －最もコストの低い自治体の単価を基準とした地方財政計画の策定、コスト削減分の計画への反映
 - －地方消費税の拡充と地方交付税の大幅な縮小

(2) 特別会計、政府資産改革

- ① 国民・納税者への説明責任の強化
- ② 事務・事業の見直し、実施機関の独立行政法人化、費用の合理化、不用・余剰金の縮減、成果の国民への還元
- ③ 民間による政府資産の有効活用
 - －国の資産の一元的な管理、売却、貸付、証券化等の推進
 - －地方公共団体の資産について、統一的な見直し基準の策定、有効利用、売却、貸付等の推進

(3) 民間活力発揮のための重点配分

- ① 科学技術の振興
- ② 女性、高齢者、外国人の能力発揮のための社会的インフラ整備
- ③ 子育て支援
- ④ 物流効率化のためのインフラ整備

持続可能な社会保障制度の確立

- 2010年代初頭まで、社会保障給付費全体について経済の伸びより抑制することを目標
- 個人の選択に中立で効率的な仕組み
(社会保障と税を通じた共通番号、社会保障個人会計の導入等)
- 税と社会保障に関する検討の場の明確化

(1)年金

- ①最終的な厚生年金保険料率を15%までに抑制
- ②高所得者の給付見直し
- ③マクロ経済スライドの名目下限額の撤廃
- ④個人や企業の自助努力
 - －特別法人税の廃止
 - －確定拠出年金の拠出枠拡大
- ⑤税と社会保障の徴収一元化の検討

(2)医療

- ①2010年度の医療給付費を30兆円以内に抑制
PDCAサイクルによる検証
- ②ICT化(情報通信技術の活用)の推進
 - －検査や投薬の重複の是正
 - －医療機関のアウトカム評価の確立
 - －適切な医療サービスの選択の実現
 - －保険者機能の強化
- ③診療報酬の適正化(包括化の推進)
- ④免責制の導入の検討、公的医療保険給付の重点化
- ⑤高齢者の保険料、自己負担の見直し

(3)介護

- ①介護給付の重点化(利用者の生活機能・能力の回復や心身の状態改善に資する介護サービス)
- ②高所得者の自己負担引上げ
- ③要介護度の改善や施設サービスから居宅サービスへの誘導の観点からの自己負担のメリハリ付け
- ④被保険者の範囲の現状維持

(4)労働保険

- 雇用保険三事業、労働福祉事業の廃止を含めた見直し等

税制抜本改革

- グローバルな国家間競争を踏まえた税負担の抑制
- 経済活性化による税収増実現を重視

(1)国際競争力強化に資する法人課税の見直し

- ①法人実効税率の引下げ
- ②減価償却制度の抜本の見直し
 - －償却可能限度額の取得価額の100%への引上げ
 - －耐用年数の見直し(諸外国に比べて遜色のないものとするための短縮、経済実態や企業の個別の事情に対応できる、分類の大括り化も含めた柔軟化等)
- ③償却資産に係わる固定資産税の廃止
- ④技術革新を促す税制措置の拡充
- ⑤国際課税の見直し

(2)地方における課税のあり方

- ①個人所得課税と居住用資産に対する固定資産税、地方消費税を基幹的税目
- ②地方における法人所得課税の段階的な廃止
- ③企業に対する超過課税、法定外税の見直し

(3)個人所得課税の見直し

- ①個人の活力発揮、負担の公平性への配慮
- ②社会保障と税を通じた共通番号の導入
- ③金融所得課税の一体化
- ④相続税の見直し

(4)消費税の位置づけ

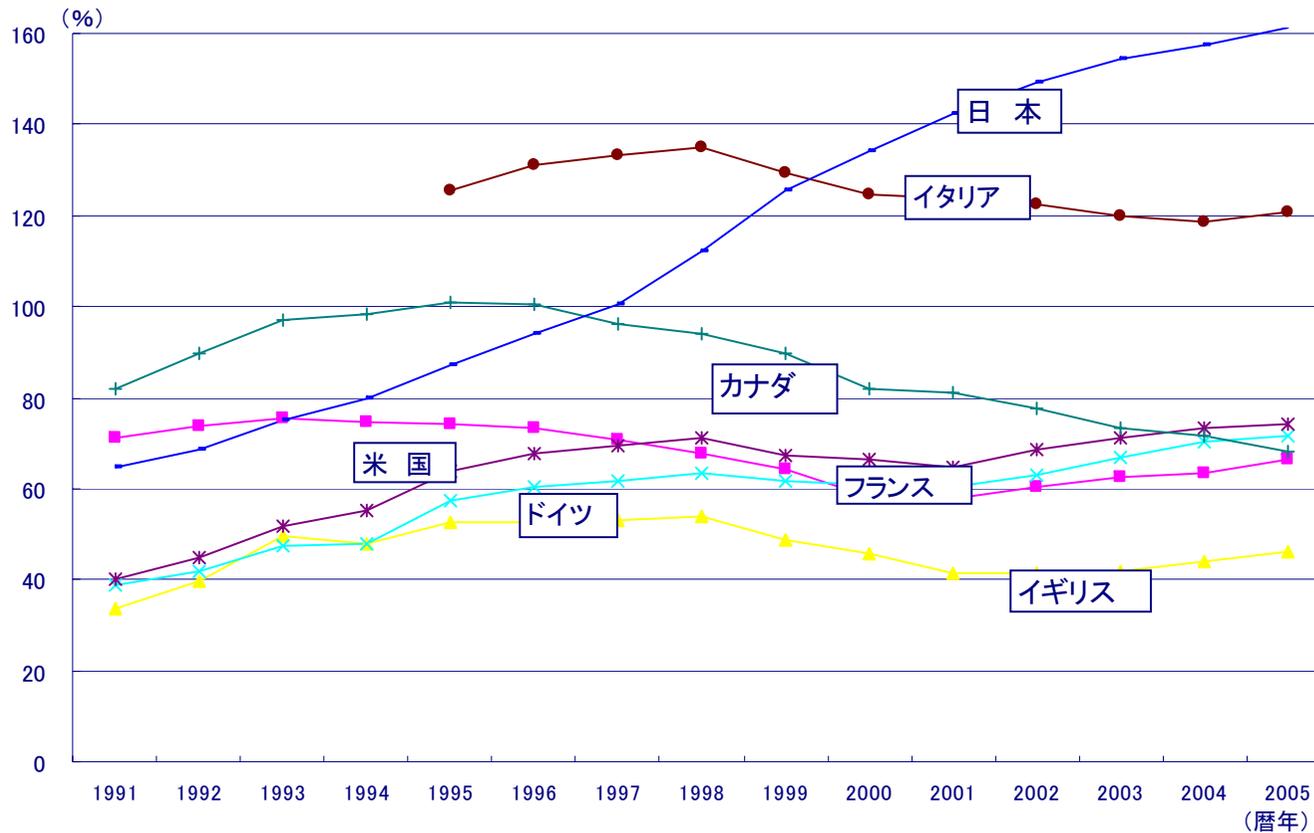
- ①高齢化に伴う社会保障関係費の増嵩は不可避
- ②直接税に頼ることは、経済活力や国際競争の観点から限界
- ③今後は、幅広い世代が応分に負担する消費税を重視
- ④歳出合理化を進める中で、経済情勢や税率引上げの影響を見極めつつ、できるだけ早期に、段階的に10%に引上げ

以上

[参考資料]

政府債務残高対GDP比の国際比較

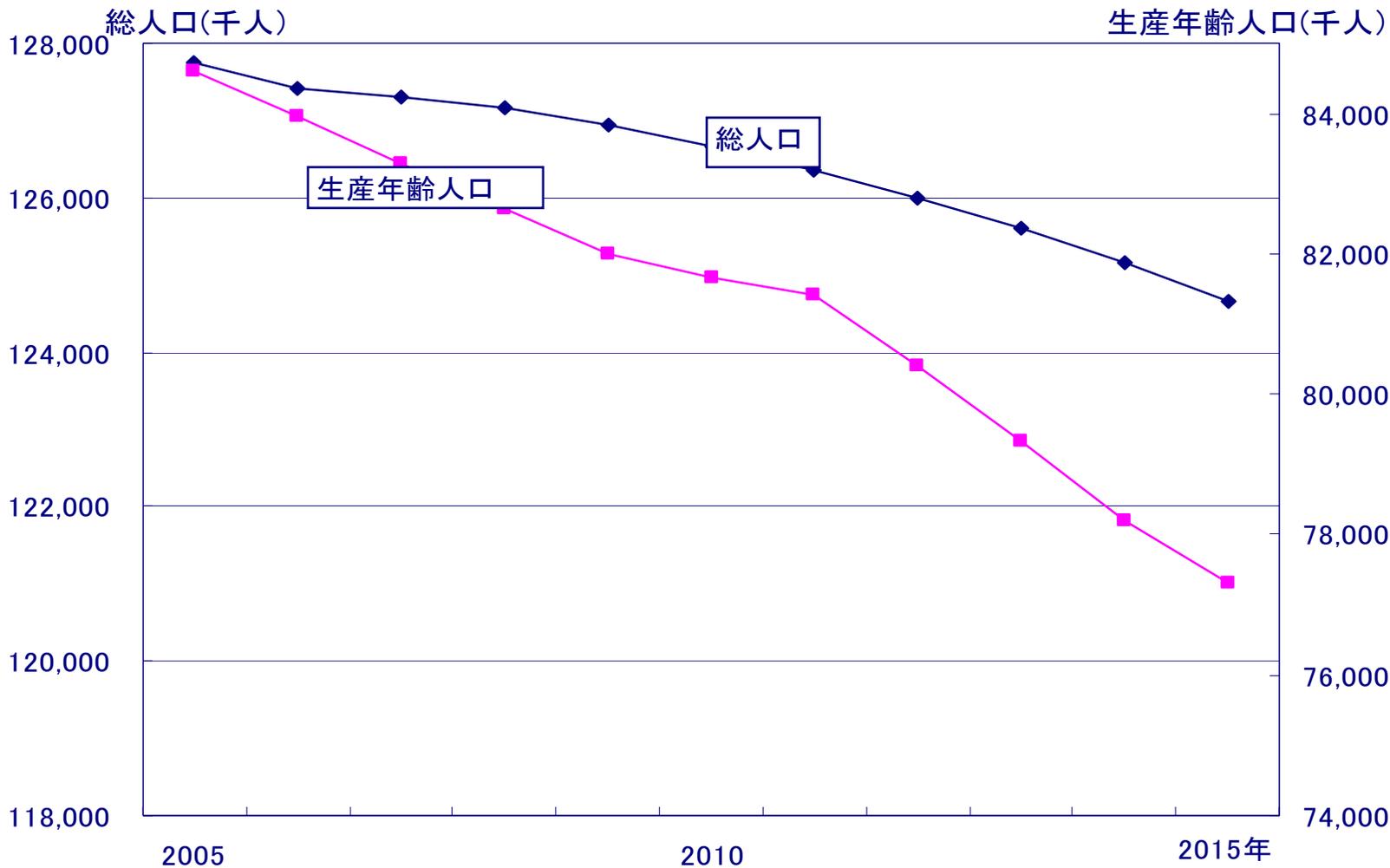
政府債務残高対GDP比は、日本が突出して高く、一貫して上昇傾向にある。



出典: OECDエコノミック・アウトルック

総人口と生産年齢人口の今後の推移

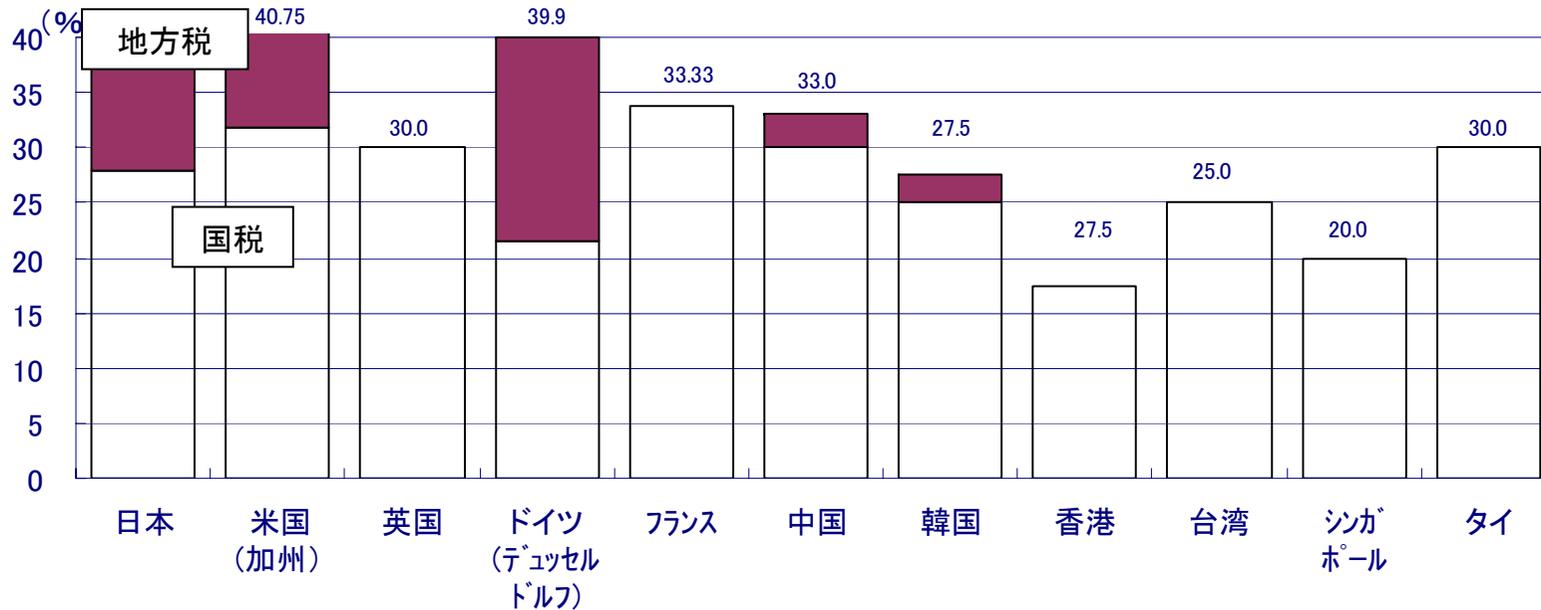
生産年齢人口の減少は、高齢化の進展により、総人口に比べて急速に進行することが予想される。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年1月推計)のうち低位推計をもとに作成。
ただし、2005年の総人口は国勢調査(2005年10月)、生産年齢人口は人口推計月報(2005年10月)による

法人実効税率の国際比較

わが国の法人実効税率は他の先進諸国の中で最高水準である。
アジア各国と比較すると、その高さは顕著である。



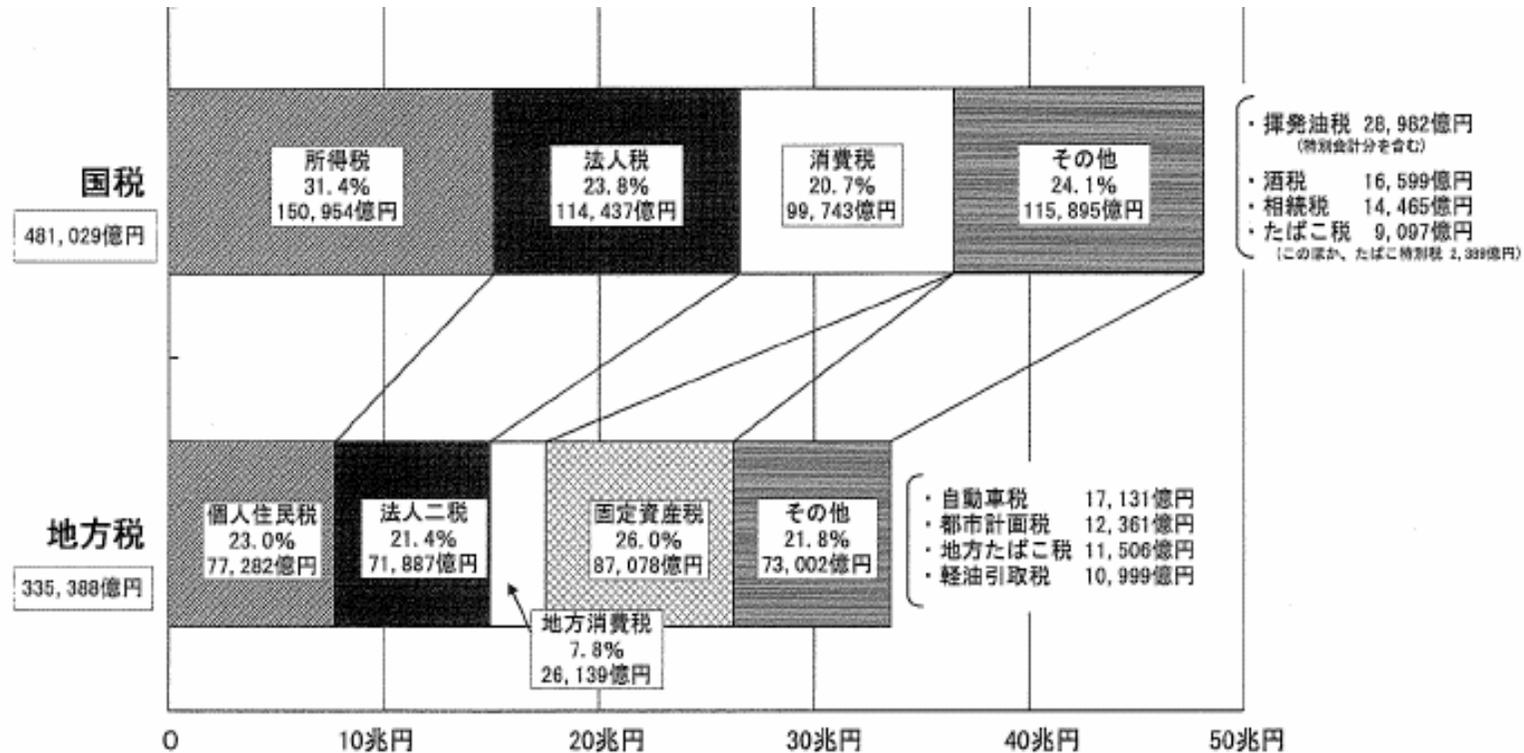
(注1) いずれも2006年1月時点

(注2) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度(2004年度)以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。2. アメリカの州法人税は、カリフォルニア州の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、法人税は連邦と州の共有税(50:50)、営業税は市町村税、付加税は連邦税である。4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の1.5%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は34.93%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。

(出典) 財務省資料およびKPMG「Corporate Tax Rate Survey」より作成

国税・地方税の税収割合～平成16年度決算額

国税、地方税ともに、法人課税が税収の大きな柱に位置づけられている。



- (注) 1 各税目の%は、国税・地方税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は、特別会計分を含む。
 3 地方税は、超過課税分及び法定外税を含む。
 4 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含み、利子割は含まない。
 5 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 6 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。